

## 第2回静岡市水道料金等懇話会資料

静岡市企業局水道部

## 目 次

I	第1回静岡市水道料金等懇話会質問及び回答について	資料1
		・・・・・・・・ 1～4
II	水道事業財政計画（案）について	資料2
		・・・・・・・・ 5～8
III	水道料金の概要について	資料3
		・・・・・・・・ 9～14
IV	新料金体系（素案）について	資料4
		・・・・・・・・ 15～25
V	審査・検査手数料（改定案）について	資料5
		・・・・・・・・ 26

## 第 1 回静岡市水道料金等懇話会質問及び回答について

## ( 1 ) 前回回答済

	質問事項	回答
1	企業債の残高はいくらか。	平成 1 8 年度末で約 4 1 0 億円
2	減価償却の方法は。	旧静岡市は定率法で旧清水市は定額法であったが、合併後は定額法とした。
3	水道管の耐用年数はどれくらいか。	配水管は 4 0 年
4	料金の一元化を、なぜ今やるのか。	静岡・清水の合併協議において当分の間は 2 制度とした。合併後に基本構想・基本計画を策定し、それに基づいて一元化に向けての懇話会を設置した。
5	一般家庭での平均的な使用量はどれくらいか。	1 ヶ月で 2 0 m <sup>3</sup> から 3 0 m <sup>3</sup> の間が多い。
6	有収率が全国平均や政令市平均に比較して低いようだが、経営悪化の要因となっているのではないか。	漏水調査・修繕（古い水道管の取替え）を強化して有収率を高めるように努めている。
7	建設事業の進捗状況はどのようになっているか。	南部ルートと門屋浄水場急速ろ過施設は完成している。水質試験センターと和田島浄水場は今年度中に完成する見込みであり、蒲原第 3 浄水場の改修については、既に実施設計を完了し、現在入札が行われようとしている。その他の事業も資料に記載のとおり順調に進行中である。
8	サービスセンターの利用状況は。	本年 2 月の開設以来、一日平均の利用件数は、2 月 1 1 9 件、3 月 2 0 0 件、4 月 1 3 0 件、5 月 1 3 3 件となっており、サービス向上につながっていると考えている。
9	口径別と用途別に料金体系が異なっているが、一元化にあたっての問題点は。	料金徴収のシステム変更などが必要となると考えている。
10	旧静岡市でも平成 1 3 年度以前は用途別の料金体系だったと思うが、なぜ口径別に変更したのか。	家庭用と業務用の区別については判定が難しく、また、途中で用途変更した場合の届出が提出されないなど、不都合があるため口径別の料金体系とした。

	質問事項	回答
11	水道料金の未収金はいくらか。ガスなどに比べ、徴収が甘いのではないか。	未収金は納期未到来の分を含め、平成16年度約9億5千万円、平成17年度で約14億4千万円である。給水を停止すると料金を納めてももらえることが多いが、水道は直接生命にかかわるものであり、慎重にならざるを得ない。
12	3地区を比較したグラフは、誤解される恐れがあるのではないか。配布された資料は公開されるのか。	現状の説明資料として料金体系をグラフ化したものであるが、今後の資料についてはさらに精査していく。配布資料はホームページで公開する。
13	使用水量の減少は資源や環境面から望ましいことであると思うが、料金収入も減少する。企業局では(収入減につながる)節水のアイデアを広報しているが、今後はどうするのか。	節水のアイデアなどの広報は今後も継続していく。

( 2 ) 前回未回答

	質問事項	回答
1	13年度(95,015,197)と14年度(93,768,714)の年間総配水量の違いについて、どのような原因が考えられるか。	平成14年度の総配水量の減は、冷夏など気候の大きな変化がありませんので、経済活動の低迷や節水意識の定着によるものと思われる。
2	旧清水市の「日本平観光地給水用」は、いつから設定されたのか。	昭和32年12月に設定。

( 3 ) 懇話会後の質問

	質問事項	回答										
1	政令指定都市及び近隣都市の水道料金の平均はどのくらいか。 政令指定都市及び近隣都市の料金体系はどうなっているか。	資料4の18ページから25ページのとおりです。										
2	未収金の地区別割合はどのようになっているのか。	18年度5月末の実質未収金額の地区別割合は、次のとおりです。  <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葵・駿河区</td> <td style="text-align: right;">73.37%</td> </tr> <tr> <td>清水区(蒲原地区を除く)</td> <td style="text-align: right;">25.33%</td> </tr> <tr> <td>蒲原地区</td> <td style="text-align: right;">1.30%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">100.00%</td> </tr> </tbody> </table>		構成比	葵・駿河区	73.37%	清水区(蒲原地区を除く)	25.33%	蒲原地区	1.30%	計	100.00%
	構成比											
葵・駿河区	73.37%											
清水区(蒲原地区を除く)	25.33%											
蒲原地区	1.30%											
計	100.00%											

( 4 ) 前回回答済の補足説明

	質問事項	回答	補足説明	
11	水道料金の未収金は いくらか。ガスなど に比べ、徴収が甘い のではないか。	未収金は納期末到来の 分を含め、平成 16 年度 約 9 億 5 千万円、平成 17 年度で約 1 4 億 4 千 万円である。給水を停 止すると料金を納めて もらえることが多い が、水道は直接生命に かかわるものであり、 慎重にならざるを得な い。	<b>区分</b>	<b>平成 17 年度</b>
			<b>未収金合計 (A)</b>	<b>1,449,495,124</b>
			( 現年度 )	(1,186,846,986)
			( 過年度 )	(262,648,138)
			うち 3 月納期末到来分(B)	830,112,206
			( 現年度 )	(830,112,206)
			( 過年度 )	(0)
			<b>実質未収金合計(A)-(B)</b>	<b>619,382,918</b>
			( 現年度 )	(356,734,780)
			( 過年度 )	(262,648,138)

## II 水道事業財政計画（案）について

### 1 財政計画策定の趣旨

本市の水道事業は、これまで市民生活や地域経済活動を支えるとともに、生活環境の向上に寄与してまいりました。

現在、水道の普及率は、96%を越え、成熟段階にあると申せますが、安全な水を安定的に供給するとともに、市民生活に欠かすことのできないライフラインとして、より高水準の水道を目指す必要があります。

一方、収益の根幹を成す水道料金収入は、節水意識の高揚や節水器具の普及などにより、増収を見込むことができない状況となっていることから、今回の水道料金一元化に際しましては、経営の健全化・効率化による経営基盤の強化に努めつつも、「静岡市水道事業基本構想・基本計画」及び「旧蒲原町水道事業建設計画」に基づく諸事業を推進するための財政計画を策定いたしました。

### 2 経営基盤強化への取組

#### (1) 定員管理に関する計画

合併時の平成15年度には、185名であった正規職員を平成18年度には172名と13名を減員させ、更に今後も適正な職員配置に努めてまいります。

#### (2) 民間委託の導入

平成13年度 清水谷津浄水場の運転管理業務を委託化しました。(旧清水市)

〃 滞納整理にかかる業務を法人委託化しました。(旧静岡市)

平成14年度 閉庁時の路上漏水修繕の受付業務を委託化しました(旧静岡市)

平成16年度 検針・滞納整理業務法人委託を清水区に拡大しました。

平成18年度 門屋浄水場の運転管理業務を委託化しました。

#### (3) 企業債の借換

高利の既往債については低利なものに借り換えるよう努めております。

#### (4) 建設コストの縮減

配水管の布設工事に際しては、下水道工事、電線地中化工事、道路改良工事等と同時に施工や浅埋工事により建設コストの縮減に努めています。

#### (5) 電力料金の節約

年間を通して、終日運転を行なっている施設については、その特性に合わせた契約プランを分析したうえで、より有利な条件の契約に変更しております。

#### (6) 顧客サービスの向上

平成17年度 コンビニエンスストアでの料金収納取扱いを開始いたしました。

平成18年度 上下水道お客様サービスセンターを設置しました。

### 3 建設計画

#### (1) 基本方針

静岡市の水道事業は、平成15年4月の旧静岡市と旧清水市の合併、平成18年3月の旧蒲原町編入により、3地区の事業を統合し、一企業会計として運営しています。

経営規模の拡大する一方、効率的な運営に心がけ、健全な経営を図ることにより、財政基盤が強化され、大規模な施設整備や水の相互運用事業などが計画されております。

地震などの災害や渇水時への備えなどを含め、水道水をより安定的に給水するため、効率的な水運用を図るとともに、施設の拡充に努めてまいります。

更に、漏水等の原因となる経年管について、計画的に布設替を進めるとともに、老朽化した施設・設備の更新事業を実施していきます。

#### (2) 地区別の主要建設事業

##### (静岡地区)

(内算定期間外)

平成20年度～22年度	門屋浄水場緩速ろ過施設改修工事	14億円
平成19年度～24年度	鎌田配水場建設工事	18億円(4億)
平成20年度～23年度	静岡駅北配水池建設工事	8億円
平成20年度～23年度	送配水管布設工事 延長34,000m	16億円
平成20年度～23年度	経年配水管布設替工事 延長53,000m	33億円
平成20年度～23年度	取水場他施設改良事業	26億円
	小計	115億円

##### (清水地区)

平成20年度～23年度	布沢地区整備事業	3億円
平成19年度～26年度	水の相互運用北部ルート事業	35億円(11億)
平成17年度～23年度	承元寺～谷津導水管更新工事	13億円(4億)
平成20年度～23年度	送配水管布設工事 延長21,000m	10億円
平成20年度～23年度	経年配水管布設替工事 延長22,000m	14億円
平成20年度～23年度	取水場他施設改良事業	24億円
	小計	99億円

##### (蒲原地区)

平成18年度～20年度	蒲原第3浄水場改良工事	3億円(1億)
平成21年度～23年度	蒲原第1浄水場改良工事	3億円
平成22年度～23年度	蒲原第1配水池改良工事	2億円
平成20年度～23年度	送配水管布設工事 延長1,000m	1億円
平成20年度～23年度	経年配水管布設替工事 延長1,000m	1億円
	小計	10億円



#### 4 財政計画 (料金算定期間 平成20年度～平成23年度)

##### (1) 収益的収支 (税抜き)

①収入	決算見込	決算見込	(単位:千円)			
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
水道料金	10,383,125	10,383,125	10,050,864	10,050,864	10,050,864	10,050,864
その他	282,449	292,552	301,435	301,435	301,435	301,435
計	10,665,574	10,675,677	10,352,299	10,352,299	10,352,299	10,352,299

②支出	(単位:千円)					
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	1,583,880	1,578,158	1,570,158	1,538,158	1,538,158	1,538,158
委託料	866,018	1,060,176	1,511,193	1,551,740	1,558,801	1,462,762
修繕費	952,125	990,584	936,085	912,052	969,482	978,943
動力費	431,720	469,695	474,392	479,136	483,927	488,767
支払利息	1,453,929	1,409,246	1,338,501	1,275,360	1,237,629	1,207,804
減価償却費	2,220,595	2,460,202	2,600,836	2,645,836	2,801,436	2,939,836
その他	1,655,216	1,688,303	1,818,929	1,760,313	1,762,813	1,729,816
計	9,163,483	9,656,364	10,250,094	10,162,595	10,352,246	10,346,086

	(単位:千円)					
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収支差引	1,502,091	1,019,313	102,205	189,704	53	6,213

(2) 資本的収支 (税込み)

① 収入

区分	決算見込		(単位:千円)			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
企業債	3,253,400	2,450,000	1,800,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
補助金	284,558	223,077	158,700	106,397	47,636	43,514
工事負担金	215,396	181,151	211,273	159,758	220,364	180,320
計	3,753,354	2,854,228	2,169,973	2,666,155	2,668,000	2,623,834

② 支出

区分	決算見込		(単位:千円)			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
建設改良費	5,273,694	5,335,915	4,331,028	6,211,428	6,300,328	6,174,328
企業債償還金	2,412,572	2,443,648	2,249,532	2,111,052	2,090,231	2,074,415
その他	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000
計	7,686,266	7,779,563	6,581,560	8,323,480	8,391,559	8,249,743

区分	(単位:千円)					
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本的収支不足額	-3,932,912	-4,925,335	-4,411,587	-5,657,325	-5,723,559	-5,625,909

区分	(単位:千円)					
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補てん財源残高	10,037,956	9,719,916	8,550,397	6,298,198	3,952,075	1,808,790

区分	(単位:千円)					
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
企業債残高	41,016,747	41,023,099	40,573,567	40,862,515	41,172,284	41,497,869

### Ⅲ 水道料金の概要について

#### 1 料金改定の基本的な考え方について

##### (1) 改定理由

本市の水道料金は、平成 15 年 4 月の旧静岡市と旧清水市との対等合併に際し、合併協議会の事業すり合わせ方針により、「水道料金については合併後、当分の間、現行どおりとし、新市における水道事業計画を速やかに策定し、料金体系を検討するものとする」と決定されました。

更に平成 18 年 3 月に編入合併した蒲原町との合併協議会においても「合併後当分の間、現行どおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものとする」とされております。

このことから、現在、旧静岡市区域、旧清水市区域、旧蒲原町区域の 3 地区において料金体系・水準が異なり、使用者の負担に地域格差が生じているため、公平性確保の観点から早期の一元化が課題となっております。

従いまして、法令や通達などに示されている基本原則に沿った新たな料金制度となるよう、適正な料金水準を確保するとともに料金体系の一元化を図るため、平成 20 年度に水道料金を改定しようとするものであります。

##### (2) 料金算定方法

公営企業は独立採算を基本として経営されているため、使用者負担の公平を図るとともに、事業の健全な発展を図りつつ、財政の自主・自立性を確保することが求められています。

このため、水道料金の算定に当たっては、事業運営に必要な経費に見合った料金水準を定める総括原価主義による方法が広く採用されています。

#### 《地方公営企業法第 21 条 2 項》

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

《基本通達》

- ・ 原価とは、営業費、支払利息等経営に要する経費をいい、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でない。
- ・ 地方公営企業が健全な経営を確保するうえに必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当である。

総括原価方式	
算定方式	<p>(事業を維持するのに必要な費用－控除項目)＋資産維持費</p> <p>費用＝人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、支払利子等 控除項目＝諸手数料、その他事業運営に伴う関連収入 資産維持費＝安定的かつ安全に事業運営を行うために内部に留保する資金(適正な率の事業報酬)</p>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令、通達に沿ったものである。</li> <li>・ 消費者に対する過大な料金負担の防止とともに、水道事業者においても健全な事業の維持・発展に必要となる安定的な収入の確保が可能となる。</li> </ul>

( 方針 1 )

**料金算定方式は、法令・通達に基づき、使用者にとって算定経費が明確で合理的な料金水準を定めることができる総括原価方式を継続して採用させていただきたいと考えております。**

(3) 料金の配分<基本料金、従量料金>

水道料金は、水を使わなくても毎月一定の負担をお願いする基本料金と、水を使用した分だけ負担をお願いする従量料金とに分けられます。

そのため、料金対象原価をその性質によって基本料金に充当するものと、従量料金に充当するものとに区分します。主な考え方は次のとおりです。

①基本料金に充当する経費<需要家費>

水道使用水量に応じたものではなく、需要家の発生（新規給水使用者）に伴わない必要とされる経費で、量水器の設置費や徴収経費等であります。

②基本料金と従量料金の両方に充当する経費<固定費>

水道事業を運営していく上で固定的に必要となる経費で、施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等の経費を「固定費」と定義付けております。

この「固定費」は、総括原価（料金対象原価）に占める割合が高く、使用水量に関係なく必要とされる経費であることから本来は基本料金に充当すべきですが、その場合、基本料金が著しく高くなることから現実的ではなく、標準的な配分方法である最大使用水量に対する平均使用水量の割合を参考に基本料金と従量料金にそれぞれ配分されます。

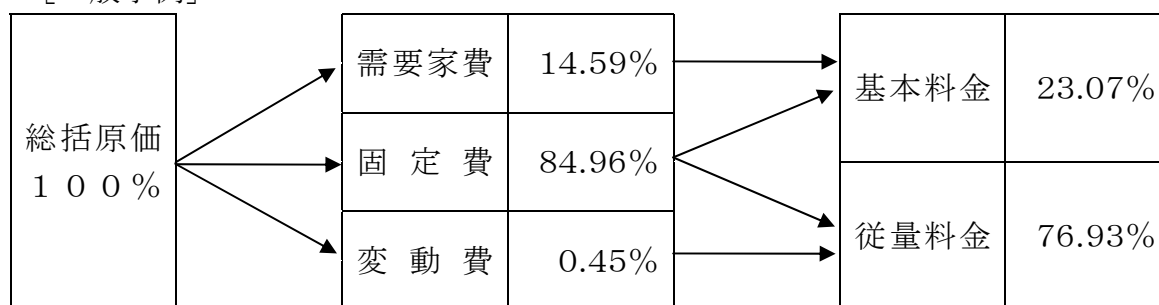
しかし、本市においては、基本料金の低廉化を図るため、日本水道協会の「水道料金算定要領」の基準修正措置により、「固定費」全額を従量料金に設定させていただきたいと考えております。

③従量料金に充当する経費<変動費>

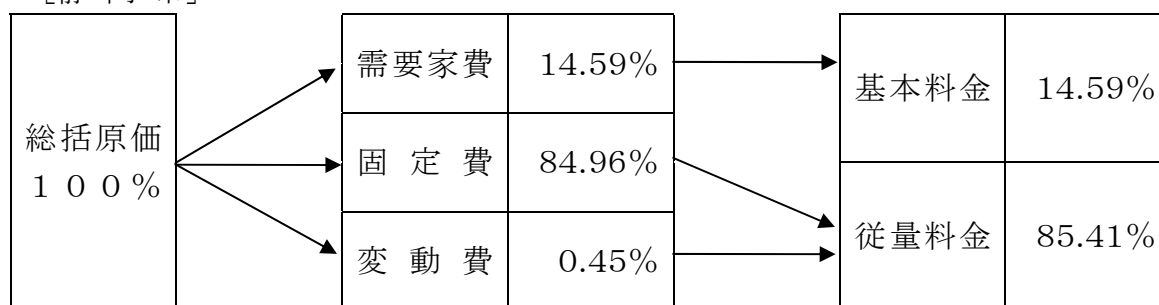
実際に水道を使用することに伴い発生する経費で、薬品費、動力費等、使用水量の増減に比例する費用であります。

○ 費用配分

[一般事例]



[静岡市]



#### (4) 料金算定期間

水道料金は市民生活に直結するものであり、可能な範囲内で長期にわたり安定的に維持されることが望ましいものですが、あまりに長期の算定期間となることは経済の推移、需要の動向等不確定な要素を多く含むことになり適当とは申せません。

「水道料金算定要領」によれば、料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び事業者の経営責任の面など諸所の要素を考慮した場合、概ね3年から5年を基準として、適正な範囲で期間設定を図ることが妥当であると考えられています。

### ( 方針 2 )

**料金算定期間は「水道料金算定要領」の基準範囲内の4年（平成20年度～平成23年度）とさせていただきたいと考えております。**

#### (5) 水道料金の体系＜用途別・口径別＞

水道料金の体系は、主に用途別料金体系と口径別料金体系に大別されております。

用途別料金体系とは、負担能力に富んだ特定用途（業務用）の使用者に対しては高い料金を設定し、一方、生活用水（一般用）については低廉な料金を設定するもので、現行の料金体系では旧清水市が採用しており、また、一般用・臨時用に区分される旧蒲原町も用途別料金体系に分類されます。

口径別料金体系とは、大口径の利用者は一度に大量の水の使用が可能であり、その分多額の設備投資が必要となるため、口径が大きいほど費用を多く負担すべきであるという観点から、使用者のメーター口径の大小によって料金を設定するもので、現行の料金体系では旧静岡市が採用しています。

なお、用途別料金体系については、次のデメリットも考えられるため、現在では採用する自治体が全国的に減少する傾向にあります。

- ・ 用途別料金体系は負担能力に富んだ業務用に依存する料金設定であります。各企業におけるコスト意識等の浸透に伴い、この応能主義の考え方は受け入れがたい状況となっています。
- ・ 店舗と住居の併用など企業形態が多様化する状況にあつて、用途や料金を区別する理由の説明が難しくなっています。

### ( 方針 3 )

料金体系は、受益と負担の関係をより明確にし、使用者が得られるサービスに必要な原価に基づいて料金を徴収するという考えから、口径別料金体系を採用させていただきたいと考えております。

#### (6) 逡増従量料金制と水量ランク区分

逡増型料金体系とは、使用水量が多くなるのに応じて、段階的に単価を高くする料金体系です。

この料金体系は、水源開発や施設拡張等には多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口需要者の料金に反映させるとともに、節水意識を働かせることで水需要を抑制し、省資源化を図るという環境的観点から広く導入されています。

また、逡増従量料金制は水量ランク区分が設けられておりますが、現在は3地区においてそれぞれ異なった水量ランク区分となっており、これに関しましても一元化を図らなければなりません。

### ( 方針 4 )

低廉な生活用水を維持するため、逡増型料金体系は継続させていただきたいと考えております。

#### (7) 基本水量制

基本水量制とは、基本料金に一定水量を付与することで、この水量の範囲内であれば料金は定額になるものです。

この制度は、生活用水の料金を低く抑えるとともに、その範囲内の水を自由に使用することを目的として導入されました。

しかし、一方では貴重な水資源を大切に使うという節水に対する十分な誘引とはなり難いとの指摘もあります。

また、現在、基本水量制を採用している清水地区及び蒲原地区におきましては、月々の使用量が10 m<sup>3</sup>に満たない利用者から、10 m<sup>3</sup>を使用した利用者との料金が変わらないことについて不公平である旨の意見も寄せられています。

#### ( 方針5 )

**使用者の節水努力が報われるとともに、使用者の使用水量に見合った負担を実現することが可能となるよう基本水量制は採用せず、基本料金の低減を図りたいと考えております。**



# 新料金体系（素案）について

# 地区別比較表

資料4

全体平均改定率	△3.20%
・静岡地区	△7.67%
・清水地区	4.08%
家事用	16.62%
業務用	△15.34%
日本平用	△24.99%
船舶用	△30.53%
・蒲原地区	18.65%

## 【基本料金（税込）】

メーターの口径	新料金	静岡地区 (現行料金)	改定率	清水地区 (家事用)	改定率	清水地区 (業務用)	改定率	清水地区 (日本平用)	改定率	清水地区 (船舶用)	改定率	蒲原地区 (一般用)	改定率	蒲原地区 (臨時用)	改定率
13mm	399.00円	430.50円	△7.32%	682.50円	△41.54%	756.00円	△47.22%	1,533.00円	△73.97%	4,567.50円	△91.26%	892.50円	△55.29%	2,677.50円	△85.10%
20mm	399.00円	430.50円	△7.32%	682.50円	△41.54%	756.00円	△47.22%	1,533.00円	△73.97%	4,567.50円	△91.26%	945.00円	△57.78%	2,730.00円	△85.38%
25mm	651.00円	693.00円	△6.06%	682.50円	△4.62%	756.00円	△13.89%	1,533.00円	△57.53%	4,567.50円	△85.75%	966.00円	△32.61%	2,751.00円	△76.34%
40mm	2,005.50円	2,163.00円	△7.28%	3,202.50円	△37.38%	3,276.00円	△38.78%	4,053.00円	△50.52%	4,567.50円	△56.09%	1,050.00円	91.00%	2,835.00円	△29.26%
50mm	2,971.50円	3,202.50円	△7.21%	6,982.50円	△57.44%	7,056.00円	△57.89%	7,833.00円	△62.06%	4,567.50円	△34.94%	2,310.00円	28.64%	4,095.00円	△27.44%
75mm	7,413.00円	8,011.50円	△7.47%	13,387.50円	△44.63%	13,461.00円	△44.93%	14,238.00円	△47.94%	4,567.50円	62.30%	2,520.00円	194.17%	4,305.00円	72.20%
100mm	12,621.00円	13,639.50円	△7.47%	26,302.50円	△52.02%	26,376.00円	△52.15%	27,153.00円	△53.52%	4,567.50円	176.32%	2,940.00円	329.29%	4,725.00円	167.11%
150mm	27,604.50円	29,841.00円	△7.49%	45,517.50円	△39.35%	45,591.00円	△39.45%	46,368.00円	△40.47%	4,567.50円	504.37%	—	—	—	—

※蒲原地区については、基本料金＋メーター使用料金の額である。

## 【従量料金（税込）】

区分	新料金	静岡地区 (現行料金)	改定率	清水地区 (家事用)	改定率	清水地区 (業務用)	改定率	清水地区 (日本平用)	改定率	清水地区 (船舶用)	改定率	蒲原地区 (一般用)	改定率	蒲原地区 (臨時用)	改定率
10m <sup>3</sup> までの分	63.00円	67.20円	△6.25%	0.00円	—	0.00円	—	0.00円	—	0.00円	—	0.00円	—	0.00円	—
10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	112.35円	120.75円	△6.96%	115.50円	△2.73%	136.50円	△17.69%	204.75円	△45.13%	304.50円	△63.10%	105.00円	7.00%	262.50円	△57.20%
20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	149.10円	160.65円	△7.19%	136.50円	9.23%	162.75円	△8.39%	204.75円	△27.18%	304.50円	△51.03%	115.50円	29.09%	262.50円	△43.20%
50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	173.25円	186.90円	△7.30%	157.50円	10.00%	189.00円	△8.33%	204.75円	△15.38%	304.50円	△43.10%	136.50円	26.92%	262.50円	△34.00%
100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	192.15円	206.85円	△7.11%	183.75円	4.57%	220.50円	△12.86%	204.75円	△6.15%	304.50円	△36.90%	157.50円	22.00%	262.50円	△26.80%
500m <sup>3</sup> を超える分	204.75円	220.50円	△7.14%	210.00円	△2.50%	246.75円	△17.02%	204.75円	0	304.50円	△32.76%	157.50円	30.00%	262.50円	△22.00%

※清水地区（船舶用）は、15m<sup>3</sup>を超える分より304.50円となる。（それ以下は0円）

※蒲原地区については、50m<sup>3</sup>を超え150m<sup>3</sup>までの分については136.50円、150m<sup>3</sup>を超える分については157.50円となる。

## 使用水量別 比較表（1ヶ月あたり）

### 【小口径の使用水量別（税込）】

（単位については金額：円、率：％）

口径	使用水量	新料金	静岡地区	増減額	改定率	清水地区 （家事用）	増減額	改定率	蒲原地区 （一般用）	増減額	改定率
口径 13mm	10m <sup>3</sup>	1,029	1,102	△ 73	△ 6.62	682	347	50.88	892	137	15.36
	20m <sup>3</sup>	2,152	2,310	△ 158	△ 6.84	1,837	315	17.15	1,942	210	10.81
	30m <sup>3</sup>	3,643	3,916	△ 273	△ 6.97	3,202	441	13.77	3,097	546	17.63
	50m <sup>3</sup>	6,625	7,129	△ 504	△ 7.07	5,932	693	11.68	5,407	1,218	22.53
口径 20mm	10m <sup>3</sup>	1,029	1,102	△ 73	△ 6.62	682	347	50.88	945	84	8.89
	20m <sup>3</sup>	2,152	2,310	△ 158	△ 6.84	1,837	315	17.15	1,995	157	7.87
	30m <sup>3</sup>	3,643	3,916	△ 273	△ 6.97	3,202	441	13.77	3,150	493	15.65
	50m <sup>3</sup>	6,625	7,129	△ 504	△ 7.07	5,932	693	11.68	5,460	1,165	21.34

### 【大口径の使用水量別（税込）】

（単位については金額：円、率：％）

口径	使用水量	新料金	静岡地区	増減額	改定率	清水地区 （業務用）	増減額	改定率	清水地区 （日本平用）	増減額	改定率	清水地区 （船舶用）	増減額	改定率	蒲原地区 （一般用）	増減額	改定率
口径 40mm	30m <sup>3</sup>	5,250	5,649	△ 399	△ 7.06	6,268	△ 1,018	△ 16.24	8,148	△ 2,898	△ 35.57	9,135	△ 3,885	△ 42.53	3,255	1,995	61.29
	100m <sup>3</sup>	16,894	18,207	△ 1,313	△ 7.21	18,973	△ 2,079	△ 10.96	22,480	△ 5,586	△ 24.85	30,450	△ 13,556	△ 44.52	12,390	4,504	36.35
	300m <sup>3</sup>	55,324	59,577	△ 4,253	△ 7.14	63,073	△ 7,749	△ 12.29	63,430	△ 8,106	△ 12.78	91,350	△ 36,026	△ 39.44	42,840	12,484	29.14
	500m <sup>3</sup>	93,754	100,947	△ 7,193	△ 7.13	107,173	△ 13,419	△ 12.52	104,380	△ 10,626	△ 10.18	152,250	△ 58,496	△ 38.42	74,340	19,414	26.12
口径 50mm	300m <sup>3</sup>	56,290	60,616	△ 4,326	△ 7.14	66,853	△ 10,563	△ 15.80	67,210	△ 10,920	△ 16.25	91,350	△ 35,060	△ 38.38	44,100	12,190	27.64
	500m <sup>3</sup>	94,720	101,986	△ 7,266	△ 7.12	110,953	△ 16,233	△ 14.63	108,160	△ 13,440	△ 12.43	152,250	△ 57,530	△ 37.79	75,600	19,120	25.29
	1,000m <sup>3</sup>	197,095	212,236	△ 15,141	△ 7.13	234,328	△ 37,233	△ 15.89	210,535	△ 13,440	△ 6.38	304,500	△ 107,405	△ 35.27	154,350	42,745	27.69
	2,000m <sup>3</sup>	401,845	432,736	△ 30,891	△ 7.14	481,078	△ 79,233	△ 16.47	462,535	△ 60,690	△ 13.12	609,000	△ 207,155	△ 34.02	311,850	89,995	28.86

[参考資料]

水道料金一元化の試算

1 静岡地区料金表に一元化した場合

平均改定率 4.55%

地区	18決算	シミュレーション額	増減額	改定率
静岡	7,009,671,940	7,009,671,940	0	0.00%
清水	3,688,260,930	4,128,056,390	439,795,460	11.92%
(家事)	2,255,775,000	2,827,519,750	571,744,750	25.35%
(業務)	1,400,198,790	1,276,200,560	-123,998,230	-8.86%
(日本平)	2,951,120	2,383,270	-567,850	-19.24%
(船舶)	29,333,330	21,952,810	-7,380,520	-25.16%
蒲原	204,347,018	260,871,010	56,523,992	27.66%
合計	10,902,279,888	11,398,599,340	496,319,452	4.55%

2 清水地区家事用料金表に一元化した場合

平均改定率 -12.46%

地区	18決算	シミュレーション額	増減額	改定率
静岡	7,009,671,940	5,885,878,314	-1,123,793,626	-16.03%
清水	3,688,260,930	3,436,261,060	-251,999,870	-6.83%
(家事)	2,255,775,000	2,255,775,000	0	0.00%
(業務)	1,400,198,790	1,160,042,390	-240,156,400	-17.15%
(日本平)	2,951,120	2,196,820	-754,300	-25.56%
(船舶)	29,333,330	18,246,850	-11,086,480	-37.79%
蒲原	204,347,018	222,397,700	18,050,682	8.83%
合計	10,902,279,888	9,544,537,074	-1,357,742,814	-12.46%

3 清水地区業務用料金表に一元化した場合

平均改定率 2.97%

地区	18決算	シミュレーション額	増減額	改定率
静岡	7,009,671,940	6,862,019,272	-147,652,668	-2.11%
清水	3,688,260,930	4,103,512,690	415,251,760	11.26%
(家事)	2,255,775,000	2,679,144,590	423,369,590	18.77%
(業務)	1,400,198,790	1,400,198,790	0	0.00%
(日本平)	2,951,120	2,563,280	-387,840	-13.14%
(船舶)	29,333,330	21,606,030	-7,727,300	-26.34%
蒲原	204,347,018	260,325,872	55,978,854	27.39%
合計	10,902,279,888	11,225,857,834	323,577,946	2.97%

4 蒲原地区一般用料金表に一元化した場合

平均改定率 -15.72%

地区	18決算	シミュレーション額	増減額	改定率
静岡	7,009,671,940	5,686,728,294	-1,322,943,646	-18.87%
清水	3,688,260,930	3,297,993,170	-390,267,760	-10.58%
(家事)	2,255,775,000	2,320,260,740	64,485,740	2.86%
(業務)	1,400,198,790	961,096,180	-439,102,610	-31.36%
(日本平)	2,951,120	1,793,790	-1,157,330	-39.22%
(船舶)	29,333,330	14,842,460	-14,490,870	-49.40%
蒲原	204,347,018	204,347,018	0	0.00%
合計	10,902,279,888	9,189,068,482	-1,713,211,406	-15.72%

5 新料金体系(改定案)

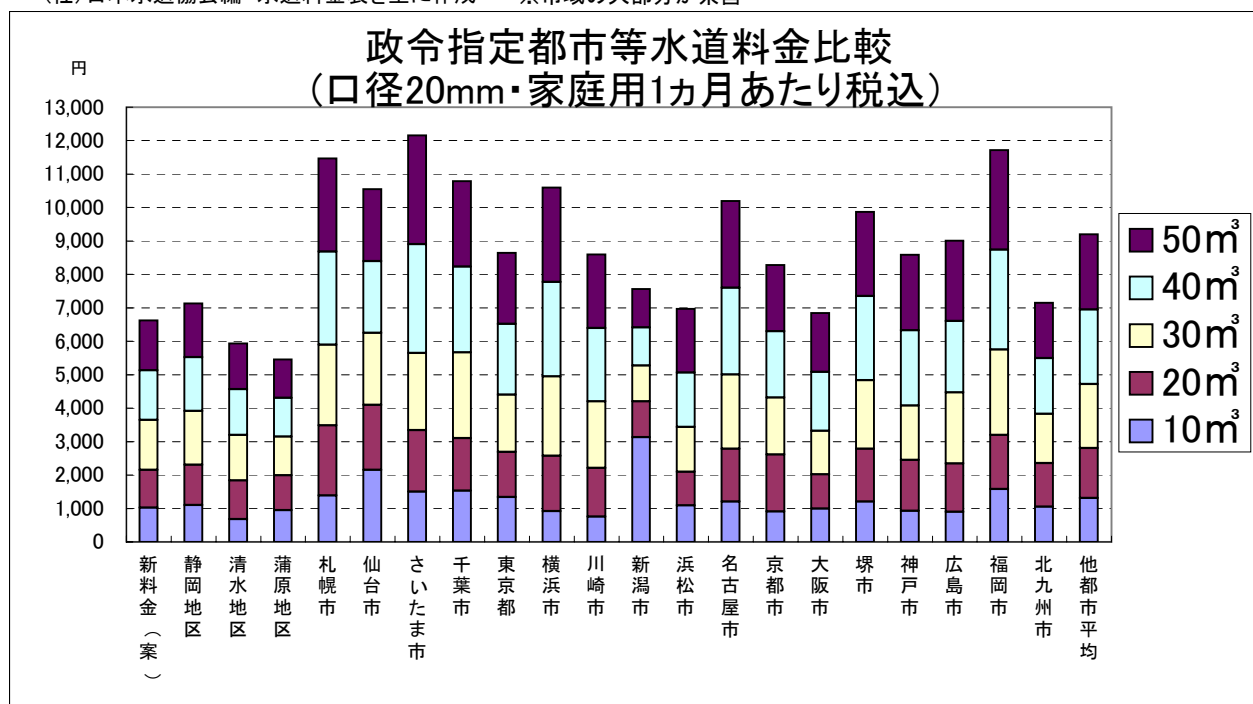
平均改定率 -3.20%

地区	18決算	シミュレーション額	増減額	改定率
静岡	7,009,671,940	6,472,240,119	-537,431,821	-7.67%
清水	3,688,260,930	3,838,705,307	150,444,377	4.08%
(家事)	2,255,775,000	2,630,661,187	374,886,187	16.62%
(業務)	1,400,198,790	1,185,451,440	-214,747,350	-15.34%
(日本平)	2,951,120	2,213,550	-737,570	-24.99%
(船舶)	29,333,330	20,379,130	-8,954,200	-30.53%
蒲原	204,347,018	242,461,646	38,114,628	18.65%
合計	10,902,279,888	10,553,407,072	-348,872,816	-3.20%

政令指定都市等水道料金比較表(口径20mm・一般家庭用1ヵ月あたり税込) H19. 6月現在

都市名	料金体系	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>
新料金(案)	口径別	1,029	2,152	3,643	5,134	6,625
静岡地区	口径別	1,102	2,310	3,916	5,523	7,129
清水地区	用途別	682	1,837	3,202	4,567	5,932
蒲原地区	用途別	945	1,995	3,150	4,305	5,460
札幌市	口径別	1,386	3,486	5,901	8,683	11,466
仙台市	口径別	2,152	4,095	6,247	8,400	10,552
さいたま市	口径別	1,501	3,339	5,649	8,904	12,159
千葉市※	口径別	1,530	3,100	5,670	8,230	10,790
東京都	口径別	1,344	2,688	4,399	6,520	8,641
横浜市	用途別	919	2,578	4,951	7,776	10,600
川崎市	用途別	756	2,215	4,205	6,399	8,594
新潟市	口径別	3,129	4,200	5,271	6,415	7,560
浜松市	口径別	1,092	2,100	3,433	5,061	6,971
名古屋市	口径別	1,207	2,782	5,008	7,602	10,195
京都市	口径別	913	2,614	4,315	6,300	8,284
大阪市	用途別	997	2,016	3,318	5,082	6,846
堺市	口径別	1,207	2,782	4,830	7,350	9,870
神戸市	口径別	924	2,446	4,074	6,331	8,589
広島市	口径別	903	2,341	4,473	6,604	9,009
福岡市	口径別	1,575	3,202	5,754	8,736	11,718
北九州市	口径別	1,050	2,352	3,832	5,491	7,150
他都市平均		1,312	2,805	4,721	6,945	9,201

(社)日本水道協会編 水道料金表を主に作成 ※市域の大部分が県営



政令指定都市等水道料金比較表(口径20mm・一般家庭用1ヵ月あたり税込)

H19. 6月現在

10m <sup>3</sup> 使用			20m <sup>3</sup> 使用			30m <sup>3</sup> 使用			40m <sup>3</sup> 使用			50m <sup>3</sup> 使用		
順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)
1	清水地区	682	1	清水地区	1,837	1	蒲原地区	3,150	1	蒲原地区	4,305	1	蒲原地区	5,460
2	川崎市	756	2	蒲原地区	1,995	2	清水地区	3,202	2	清水地区	4,567	2	清水地区	5,932
3	広島市	903	3	大阪市	2,016	3	大阪市	3,318	3	浜松市	5,061	3	新料金(案)	6,625
4	京都市	913	4	浜松市	2,100	4	浜松市	3,433	4	大阪市	5,082	4	大阪市	6,846
5	横浜市	919	5	新料金(案)	2,152	5	新料金(案)	3,643	5	新料金(案)	5,134	5	浜松市	6,971
6	神戸市	924	6	川崎市	2,215	6	北九州市	3,832	6	北九州市	5,491	6	静岡地区	7,129
7	蒲原地区	945	7	静岡地区	2,310	7	静岡地区	3,916	7	静岡地区	5,523	7	北九州市	7,150
8	大阪市	997	8	広島市	2,341	8	神戸市	4,074	8	京都市	6,300	8	新潟市	7,560
9	新料金(案)	1,029	9	北九州市	2,352	9	川崎市	4,205	9	神戸市	6,331	9	京都市	8,284
10	北九州市	1,050	10	神戸市	2,446	10	京都市	4,315	10	川崎市	6,399	10	神戸市	8,589
11	浜松市	1,092	11	横浜市	2,578	11	東京都	4,399	11	新潟市	6,415	11	川崎市	8,594
12	静岡地区	1,102	12	京都市	2,614	12	広島市	4,473	12	東京都	6,520	12	東京都	8,641
13	名古屋市	1,207	13	東京都	2,688	13	堺市	4,830	13	広島市	6,604	13	広島市	9,009
14	堺市	1,207	14	名古屋市	2,782	14	横浜市	4,951	14	堺市	7,350	14	堺市	9,870
15	東京都	1,344	15	堺市	2,782	15	名古屋市	5,008	15	名古屋市	7,602	15	名古屋市	10,195
16	札幌市	1,386	16	千葉市※	3,100	16	新潟市	5,271	16	横浜市	7,776	16	仙台市	10,552
17	さいたま市	1,501	17	福岡市	3,202	17	さいたま市	5,649	17	千葉市※	8,230	17	横浜市	10,600
18	千葉市※	1,530	18	さいたま市	3,339	18	千葉市※	5,670	18	仙台市	8,400	18	千葉市※	10,790
19	福岡市	1,575	19	札幌市	3,486	19	福岡市	5,754	19	札幌市	8,683	19	札幌市	11,466
20	仙台市	2,152	20	仙台市	4,095	20	札幌市	5,901	20	福岡市	8,736	20	福岡市	11,718
21	新潟市	3,129	21	新潟市	4,200	21	仙台市	6,247	21	さいたま市	8,904	21	さいたま市	12,159
他都市平均		1,312	他都市平均		2,805	他都市平均		4,721	他都市平均		6,945	他都市平均		9,201

※市域の大部分が県営

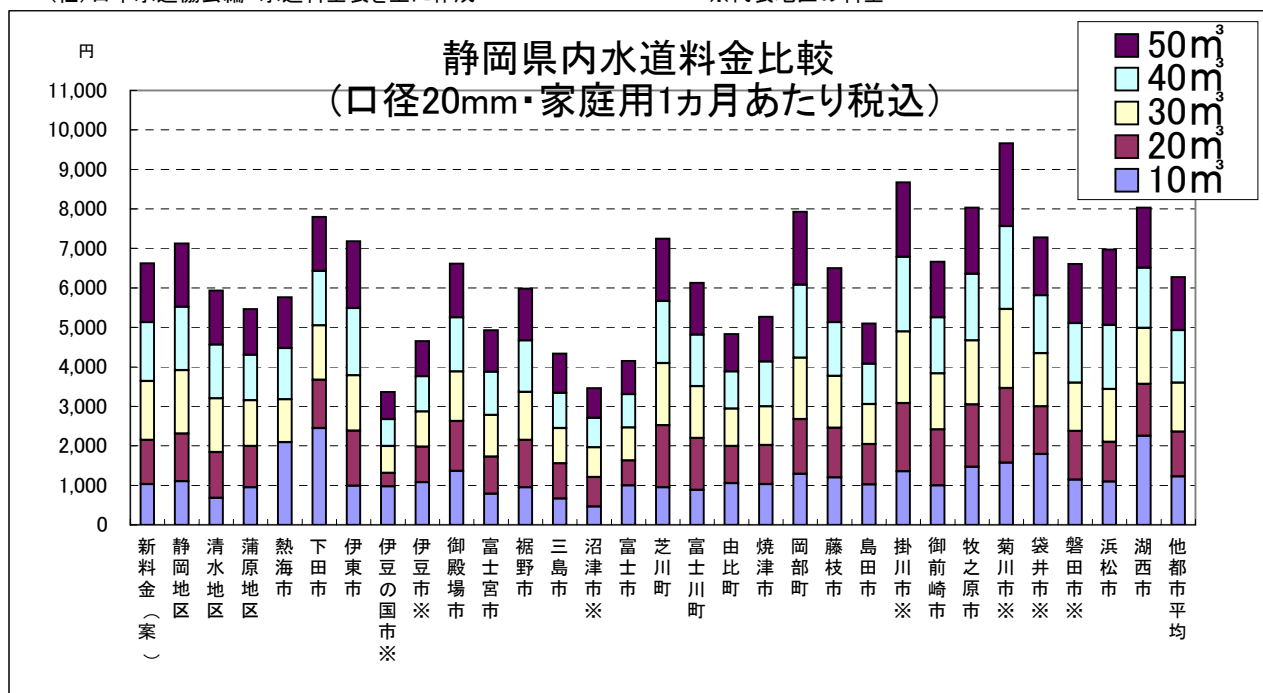
静岡県内水道料金比較表(口径20mm・一般家庭用1ヵ月あたり税込)

H19. 6月現在

	料金体系	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>
新料金(案)	口径別	1,029	2,152	3,643	5,134	6,625
静岡地区	口径別	1,102	2,310	3,916	5,523	7,129
清水地区	用途別	682	1,837	3,202	4,567	5,932
蒲原地区	用途別	945	1,995	3,150	4,305	5,460
熱海市	口径別	2,089	2,089	3,181	4,473	5,764
下田市	口径別	2,446	3,675	5,050	6,426	7,801
伊東市	口径別	990	2,386	3,783	5,484	7,185
伊豆の国市※	口径別	971	1,312	1,995	2,677	3,360
伊豆市※	用途別	1,081	1,974	2,866	3,759	4,651
御殿場市	口径別	1,365	2,625	3,885	5,250	6,615
富士宮市	口径別	787	1,727	2,777	3,877	4,927
裾野市	口径別	945	2,152	3,360	4,672	5,985
三島市	口径別	666	1,559	2,451	3,344	4,341
沼津市※	口径別	460	1,210	1,960	2,710	3,460
富士市	口径別	997	1,627	2,467	3,307	4,147
芝川町	用途別	945	2,520	4,095	5,670	7,245
富士川町	用途別	882	2,194	3,507	4,819	6,132
由比町	用途別	1,050	1,995	2,940	3,885	4,830
焼津市	口径別	1,029	2,016	3,003	4,137	5,271
岡部町	用途別	1,291	2,677	4,231	6,079	7,927
藤枝市	口径別	1,197	2,457	3,769	5,134	6,499
島田市	用途別	1,019	2,039	3,059	4,079	5,099
掛川市※	用途別	1,354	3,087	4,898	6,788	8,678
御前崎市	口径別	997	2,415	3,832	5,250	6,667
牧之原市	口径別	1,470	3,045	4,672	6,352	8,032
菊川市※	用途別	1,575	3,465	5,460	7,560	9,660
袋井市※	口径別	1,795	3,003	4,341	5,811	7,281
磐田市※	口径別	1,144	2,373	3,601	5,103	6,604
浜松市	口径別	1,092	2,100	3,433	5,061	6,971
湖西市	口径別	2,257	3,570	4,987	6,510	8,032
他都市平均		1,227	2,357	3,600	4,931	6,276

(社)日本水道協会編 水道料金表を主に作成

※代表地区の料金



県内水道料金比較表(口径20mm・一般家庭用1ヵ月あたり税込)

H19. 6月現在

10㎡使用			20㎡使用			30㎡使用			40㎡使用			50㎡使用		
順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)
1	沼津市※	460	1	沼津市※	1,210	1	沼津市※	1,960	1	伊豆の国市※	2,677	1	伊豆の国市※	3,360
2	三島市	666	2	伊豆の国市※	1,312	2	伊豆の国市※	1,995	2	沼津市※	2,710	2	沼津市※	3,460
3	清水地区	682	3	三島市	1,559	3	三島市	2,451	3	富士市	3,307	3	富士市	4,147
4	富士宮市	787	4	富士市	1,627	4	富士市	2,467	4	三島市	3,344	4	三島市	4,341
5	富士川町	882	5	富士宮市	1,727	5	富士宮市	2,777	5	伊豆市※	3,759	5	伊豆市※	4,651
6	蒲原地区	945	6	清水地区	1,837	6	伊豆市※	2,866	6	富士宮市	3,877	6	由比町	4,830
7	裾野市	945	7	伊豆市※	1,974	7	由比町	2,940	7	由比町	3,885	7	富士宮市	4,927
8	芝川町	945	8	蒲原地区	1,995	8	焼津市	3,003	8	島田市	4,079	8	島田市	5,099
9	伊豆の国市※	971	9	由比町	1,995	9	島田市	3,059	9	焼津市	4,137	9	焼津市	5,271
10	伊東市	990	10	焼津市	2,016	10	蒲原地区	3,150	10	蒲原地区	4,305	10	蒲原地区	5,460
11	富士市	997	11	島田市	2,039	11	熱海市	3,181	11	熱海市	4,473	11	熱海市	5,764
12	御前崎市	997	12	熱海市	2,089	12	清水地区	3,202	12	清水地区	4,567	12	清水地区	5,932
13	島田市	1,019	13	浜松市	2,100	13	裾野市	3,360	13	裾野市	4,672	13	裾野市	5,985
14	新料金(案)	1,029	14	新料金(案)	2,152	14	浜松市	3,433	14	富士川町	4,819	14	富士川町	6,132
15	焼津市	1,029	15	裾野市	2,152	15	富士川町	3,507	15	浜松市	5,061	15	藤枝市	6,499
16	由比町	1,050	16	富士川町	2,194	16	磐田市※	3,601	16	磐田市※	5,103	16	磐田市※	6,604
17	伊豆市※	1,081	17	静岡地区	2,310	17	新料金(案)	3,643	17	新料金(案)	5,134	17	御殿場市	6,615
18	浜松市	1,092	18	磐田市※	2,373	18	藤枝市	3,769	18	藤枝市	5,134	18	新料金(案)	6,625
19	静岡地区	1,102	19	伊東市	2,386	19	伊東市	3,783	19	御殿場市	5,250	19	御前崎市	6,667
20	磐田市※	1,144	20	御前崎市	2,415	20	御前崎市	3,832	20	御前崎市	5,250	20	浜松市	6,971
21	藤枝市	1,197	21	藤枝市	2,457	21	御殿場市	3,885	21	伊東市	5,484	21	静岡地区	7,129
22	岡部町	1,291	22	芝川町	2,520	22	静岡地区	3,916	22	静岡地区	5,523	22	伊東市	7,185
23	掛川市※	1,354	23	御殿場市	2,625	23	芝川町	4,095	23	芝川町	5,670	23	芝川町	7,245
24	御殿場市	1,365	24	岡部町	2,677	24	岡部町	4,231	24	袋井市※	5,811	24	袋井市※	7,281
25	牧之原市	1,470	25	袋井市※	3,003	25	袋井市※	4,341	25	岡部町	6,079	25	下田市	7,801
26	菊川市※	1,575	26	牧之原市	3,045	26	牧之原市	4,672	26	牧之原市	6,352	26	岡部町	7,927
27	袋井市※	1,795	27	掛川市※	3,087	27	掛川市※	4,898	27	下田市	6,426	27	牧之原市	8,032
28	熱海市	2,089	28	菊川市※	3,465	28	湖西市	4,987	28	湖西市	6,510	28	湖西市	8,032
29	湖西市	2,257	29	湖西市	3,570	29	下田市	5,050	29	掛川市※	6,788	29	掛川市※	8,678
30	下田市	2,446	30	下田市	3,675	30	菊川市※	5,460	30	菊川市※	7,560	30	菊川市※	9,660
	他都市平均	1,227		他都市平均	2,357		他都市平均	3,600		他都市平均	4,931		他都市平均	6,276

※代表地区の料金

# 水道料金 他政令市との比較表

## (ア) 基本料金

(税込み、1か月につき)

都市名	静岡市	札幌市	仙台市	さいたま市	東京都	川崎市	横浜市	新潟市
料金体系	口径別	口径別	口径別	口径別	口径別	用途別	用途別	口径別
改定時期	H20.6.1	H9.4.1	H10.4.1	H12.5.1	H17.1.1	H7.10.1	H13.4.1	H13.4.1
メーターの口径	新料金(案)							
13 mm	399.00 円	1,386.00 円	609.00 円	934.50 円	903.00 円	家事用 8m <sup>3</sup> 以下 556.50 円 10m <sup>3</sup> 以下 756.00 円	829.50 円	924.00 円
16 mm	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円			1,176.00 円
20 mm	399.00 円	1,386.00 円	1,312.50 円	1,134.00 円	1,228.50 円			2,194.50 円
25 mm	651.00 円	1,386.00 円	1,995.00 円	1,837.50 円	1,533.00 円			3,402.00 円
30 mm	— 円	— 円	2,940.00 円	5,040.00 円	3,606.75 円			4,914.00 円
40 mm	2,005.50 円	19,950.00 円	5,565.00 円	15,540.00 円	7,208.25 円			8,305.50 円
50 mm	2,971.50 円	51,450.00 円	11,760.00 円	40,110.00 円	21,756.00 円			13,503.00 円
75 mm	7,413.00 円	226,800.00 円	25,830.00 円	90,825.00 円	47,904.15 円			30,345.00 円
100 mm	12,621.00 円	256,200.00 円	50,400.00 円	193,725.00 円	99,296.40 円			53,865.00 円
125 mm	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円			— 円
150 mm	27,604.50 円	536,550.00 円	136,500.00 円	326,445.00 円	167,048.70 円			122,010.00 円
200 mm	— 円	612,150.00 円	273,000.00 円	1,037,715.00 円	366,905.70 円			218,610.00 円
250 mm	— 円	— 円	— 円	— 円	504,141.75 円			— 円
300 mm以上	— 円	— 円	— 円	— 円	856,952.25 円			— 円

## (イ) 従量料金

都市名	静岡市	札幌市	仙台市	さいたま市	東京都	川崎市	横浜市	新潟市
メーターの口径	新料金(案)	25mm以下	25mm以下	25mm以下	25mm以下			
～ 5 m <sup>3</sup>	63.00 円	— 円	84.00 円	— 円	— 円	— 円	— 円	13mm 38.85 円
5 m <sup>3</sup> 超 ～ 8 m <sup>3</sup>					23.10 円			20mm 93.45 円
8 m <sup>3</sup> 超 ～ 10 m <sup>3</sup>	112.35 円	210.00 円	194.25 円	183.75 円	134.40 円	145.95 円	165.90 円	107.10 円
10 m <sup>3</sup> 超 ～ 15 m <sup>3</sup>								
15 m <sup>3</sup> 超 ～ 20 m <sup>3</sup>	149.10 円	241.50 円	215.25 円	231.00 円	171.15 円	194.25 円	237.30 円	114.45 円
20 m <sup>3</sup> 超 ～ 25 m <sup>3</sup>						203.70 円		
25 m <sup>3</sup> 超 ～ 30 m <sup>3</sup>								
30 m <sup>3</sup> 超 ～ 40 m <sup>3</sup>								
40 m <sup>3</sup> 超 ～ 50 m <sup>3</sup>	173.25 円	278.25 円	252.00 円	325.50 円	212.10 円	219.45 円	282.45 円	133.35 円
50 m <sup>3</sup> 超 ～ 100 m <sup>3</sup>						223.65 円	265.65 円	
100 m <sup>3</sup> 超 ～ 200 m <sup>3</sup>	192.15 円	346.50 円	288.75 円	325.50 円	312.90 円	291.90 円	336.00 円	154.35 円
200 m <sup>3</sup> 超 ～ 300 m <sup>3</sup>								
300 m <sup>3</sup> 超 ～ 500 m <sup>3</sup>								
500 m <sup>3</sup> 超 ～ 1,000 m <sup>3</sup>	204.75 円	367.50 円	325.50 円	325.50 円	390.60 円	345.45 円	家事用 336.00 円	180.60 円
1,000 m <sup>3</sup> 超 ～ 5,000 m <sup>3</sup>						363.30 円	業務用 387.45 円	
5,000 m <sup>3</sup> 超 ～ 10,000 m <sup>3</sup>								
10,000 m <sup>3</sup> 超 ～								
		393.75 円			424.20 円	378.00～387.45 円	家事用 336.00 円	
						395.85 円	業務用 429.45 円	
						417.90～431.55 円		



# 水道料金 他政令市との比較表

2/3

## (ア) 基本料金

(税込み、1か月につき)

都市名	静岡市	浜松市	名古屋市		京都市	大阪市	
料金体系	口径別	口径別	口径別		口径別	用途別	
改定時期	H20.6.1	H22～	H9.4.1		H13.10.1	H9.6.1	
メーターの口径	新料金(案)	新料金	一般用25mm以下	業務用		一般用	業務用
13 mm	399.00 円	630.00 円	740.25 円	— 円	913.50 円	997.50 円	997.50 円
16 mm	— 円	— 円	— 円				
20 mm	399.00 円	672.00 円	1,207.50 円				
25 mm	651.00 円	756.00 円	1,722.00 円				
30 mm	— 円	1,575.00 円	— 円				
40 mm	2,005.50 円	3,045.00 円	3,780.00 円	4,620.00 円	2,593.50 円		
50 mm	2,971.50 円	6,510.00 円	7,770.00 円	9,135.00 円	9,712.50 円		
75 mm	7,413.00 円	14,700.00 円	18,690.00 円	22,680.00 円	16,243.50 円		
100 mm	12,621.00 円	29,400.00 円	38,955.00 円	47,460.00 円			
125 mm	— 円						
150 mm	27,604.50 円	77,700.00 円					
200 mm	— 円	162,750.00 円					
250 mm	— 円						
300 mm以上	— 円	— 円					

## (イ) 従量料金

都市名	静岡市	浜松市	名古屋市		京都市	大阪市	
メーターの口径	新料金(案)	新料金	一般用25mm以下	業務用	20mm以下	一般用	業務用
～ 5 m <sup>3</sup>	63.00 円	42.00 円	— 円	280.35 円	— 円	— 円	— 円
5 m <sup>3</sup> 超 ～ 8 m <sup>3</sup>							
8 m <sup>3</sup> 超 ～ 10 m <sup>3</sup>							
10 m <sup>3</sup> 超 ～ 15 m <sup>3</sup>	112.35 円	100.80 円	157.50 円		170.10 円	101.85 円	219.45 円
15 m <sup>3</sup> 超 ～ 20 m <sup>3</sup>							
20 m <sup>3</sup> 超 ～ 25 m <sup>3</sup>	149.10 円	133.35 円	222.60 円				
25 m <sup>3</sup> 超 ～ 30 m <sup>3</sup>		162.75 円	259.35 円				
30 m <sup>3</sup> 超 ～ 40 m <sup>3</sup>		189.00 円					
40 m <sup>3</sup> 超 ～ 50 m <sup>3</sup>	173.25 円	197.40 円	290.85 円	311.85 円	198.45 円	176.40 円	299.25 円
50 m <sup>3</sup> 超 ～ 100 m <sup>3</sup>							
100 m <sup>3</sup> 超 ～ 200 m <sup>3</sup>	192.15 円	204.75 円	317.10 円	338.10 円	216.30 円	241.50 円	386.40 円
200 m <sup>3</sup> 超 ～ 300 m <sup>3</sup>					244.65 円	307.65 円	
300 m <sup>3</sup> 超 ～ 500 m <sup>3</sup>					204.75 円	210.00 円	
500 m <sup>3</sup> 超 ～ 1,000 m <sup>3</sup>	386.40 円						
1,000 m <sup>3</sup> 超 ～ 5,000 m <sup>3</sup>							
5,000 m <sup>3</sup> 超 ～ 10,000 m <sup>3</sup>	204.75 円	210.00 円	332.85 円	343.35 円	316.05 円	386.40 円	
10,000 m <sup>3</sup> 超 ～					355.95 円		

# 水道料金 他政令市との比較表

## (ア) 基本料金

(税込み、1か月につき)

都市名	静岡市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
料金体系	口径別	口径別	口径別	口径別	口径別	口径別
改定時期	H20.6.1	H14.4.1	H11.4.1	H14.4.1	H13.9.1	H9.4.1
メーターの口径	新料金(案)					
13 mm	399.00 円	682.50 円	924.00 円	850.50 円	819.00 円	892.50 円
16 mm	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
20 mm	399.00 円	682.50 円	924.00 円	903.00 円	1,050.00 円	1,396.50 円
25 mm	651.00 円	1,050.00 円	1,785.00 円	955.50 円	1,428.00 円	3,265.50 円
30 mm	— 円	3,255.00 円	— 円	— 円	— 円	— 円
40 mm	2,005.50 円	5,250.00 円	4,725.00 円	1,260.00 円	4,725.00 円	11,466.00 円
50 mm	2,971.50 円	10,500.00 円	9,240.00 円	2,546.25 円	10,332.00 円	22,155.00 円
75 mm	7,413.00 円	21,000.00 円	22,785.00 円	3,123.75 円	22,680.00 円	62,685.00 円
100 mm	12,621.00 円	32,550.00 円	43,050.00 円	3,769.50 円	47,460.00 円	135,660.00 円
125 mm	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
150 mm	27,604.50 円	52,500.00 円	111,300.00 円	5,643.75 円	130,305.00 円	334,950.00 円
200 mm	— 円	115,500.00 円	222,600.00 円	7,276.50 円	268,485.00 円	536,550.00 円
250 mm	— 円	— 円	— 円	10,731.00 円	453,600.00 円	993,300.00 円
300 mm以上	— 円	231,000.00 円	— 円	15,335.25 円	721,350.00 円	— 円

## (イ) 従量料金

都市名	静岡市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
メーターの口径	新料金(案)	20mm以下	一般用20mm以下	家事用	25mm以下	家事用25mm以下
～ 5 m <sup>3</sup>					—	
5 m <sup>3</sup> 超 ～ 8 m <sup>3</sup>	63.00 円	52.50 円	— 円	— 円	(40mm以上 円 130.20円/m <sup>3</sup> )	17.85 円
8 m <sup>3</sup> 超 ～ 10 m <sup>3</sup>						
10 m <sup>3</sup> 超 ～ 15 m <sup>3</sup>	112.35 円	157.50 円	152.25 円	111.30 円	130.20 円	162.75 円
15 m <sup>3</sup> 超 ～ 20 m <sup>3</sup>				176.40 円		
20 m <sup>3</sup> 超 ～ 25 m <sup>3</sup>		204.75 円	162.75 円	213.15 円	165.90 円	255.15 円
25 m <sup>3</sup> 超 ～ 30 m <sup>3</sup>	149.10 円					
30 m <sup>3</sup> 超 ～ 40 m <sup>3</sup>		252.00 円	225.75 円	240.45 円	220.50 円	351.75 円
40 m <sup>3</sup> 超 ～ 50 m <sup>3</sup>						
50 m <sup>3</sup> 超 ～ 100 m <sup>3</sup>	173.25 円	304.50 円				
100 m <sup>3</sup> 超 ～ 200 m <sup>3</sup>		341.25 円	262.50 円	253.05 円	304.50 円	406.35 円
200 m <sup>3</sup> 超 ～ 300 m <sup>3</sup>	192.15 円					
300 m <sup>3</sup> 超 ～ 500 m <sup>3</sup>						
500 m <sup>3</sup> 超 ～ 1,000 m <sup>3</sup>		357.00 円				
1,000 m <sup>3</sup> 超 ～ 5,000 m <sup>3</sup>	204.75 円	372.75 円			341.25 円	
5,000 m <sup>3</sup> 超 ～ 10,000 m <sup>3</sup>					351.75 円	
10,000 m <sup>3</sup> 超 ～						

# 水道料金 県内各市町との比較表

1/1

## (ア) 基本料金

(税込み、1か月につき)

都市名	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	焼津市	藤枝市	由比町
料金体系	口径別	口径別	口径別	口径別	口径別	口径別	用途別
改定時期	H20.6.1	H22～	H8.10.1	H8.10.1	H19.10～	H10.9.1	H9.4.1
メーターの口径	新料金(案)	新料金			新料金		
13 mm	399.00 円	630.00 円	460 円	630.00 円	714.00 円	945.00 円	一般用 945.00 円
16 mm	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	
20 mm	399.00 円	672.00 円	460 円	997.50 円	1,029.00 円	1,197.00 円	
25 mm	651.00 円	756.00 円	460 円	1,407.00 円	1,218.00 円	1,396.50 円	
30 mm	— 円	1,575.00 円	1,400 円	1,659.00 円	1,680.00 円	1,233.75 円	官公署 1,060.50 円
40 mm	2,005.50 円	3,045.00 円	2,600 円	3,213.00 円	2,982.00 円	2,121.00 円	
50 mm	2,971.50 円	6,510.00 円	4,800 円	4,935.00 円	6,720.00 円	4,646.25 円	
75 mm	7,413.00 円	14,700.00 円	10,100 円	12,075.00 円	14,700.00 円	9,282.00 円	メーター使用料 13mm 52.5 円 20mm 105.0 円 25mm 147.0 円
100 mm	12,621.00 円	29,400.00 円	16,500 円	21,420.00 円	30,030.00 円	17,109.75 円	
125 mm	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	28,775.25 円	
150 mm	27,604.50 円	77,700.00 円	19,300 円	37,275.00 円	85,680.00 円	45,076.50 円	
200 mm	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	
250 mm	— 円	162,750.00 円	— 円	— 円	— 円	— 円	
300 mm以上	— 円	— 円	— 円	— 円	529,200.00 円	— 円	

## (イ) 従量料金

都市名	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	焼津市	藤枝市	由比町
メーターの口径	新料金(案)	新料金	現行料金	現行料金	新料金	現行料金	現行料金
～ 5 m <sup>3</sup>	63.00 円	42.00 円	— 円	63.00 円	— 円	— 円	— 円
5 m <sup>3</sup> 超 ～ 8 m <sup>3</sup>							
8 m <sup>3</sup> 超 ～ 10 m <sup>3</sup>	112.35 円	100.80 円	75 円	84.00 円	25mm以下	126.00 円	一般用 94.50 円
10 m <sup>3</sup> 超 ～ 15 m <sup>3</sup>							
15 m <sup>3</sup> 超 ～ 20 m <sup>3</sup>							
20 m <sup>3</sup> 超 ～ 25 m <sup>3</sup>							
25 m <sup>3</sup> 超 ～ 30 m <sup>3</sup>							
30 m <sup>3</sup> 超 ～ 40 m <sup>3</sup>	149.10 円	162.75 円	99.75 円	113.40 円	30mm以上	136.50 円	
40 m <sup>3</sup> 超 ～ 50 m <sup>3</sup>							
50 m <sup>3</sup> 超 ～ 100 m <sup>3</sup>							
100 m <sup>3</sup> 超 ～ 200 m <sup>3</sup>	173.25 円	197.40 円	115.50 円	142.80 円	— 円	147.00 円	官公署 106.05 円
200 m <sup>3</sup> 超 ～ 300 m <sup>3</sup>							
300 m <sup>3</sup> 超 ～ 500 m <sup>3</sup>							
500 m <sup>3</sup> 超 ～ 1,000 m <sup>3</sup>							
1,000 m <sup>3</sup> 超 ～ 5,000 m <sup>3</sup>	192.15 円	204.75 円	204.75 円	162.75 円	— 円	— 円	
5,000 m <sup>3</sup> 超 ～ 10,000 m <sup>3</sup>							
10,000 m <sup>3</sup> 超 ～	204.75 円	210.00 円					

## V 給水装置の審査・検査手数料(改定案)について

( 各地区、他都市との比較表 )

### 1 審査手数料

口径	改定案	静岡地区	清水地区	蒲原地区	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	札幌市	堺市	浜松市	富士市	沼津市		
φ13mm	2,400円	2,610円	2,000円	2,000円	2,100円	1,400円	17,900円	4,300円	2,400円	1,480円	600円	1,500円	2,400円	5,300円	4,000円	4,100円	1,000円	9,000円	1,000円		
φ16mm									4,800円			2,500円									
φ20mm									2,000円												
φ25mm	3,500円	3,630円	2,000円	2,000円	3,500円	3,200円	19,600円	14,500円	2,950円	2,000円	4,000円	5,000円	7,200円	8,500円	12,400円	2,000円	9,000円	1,300円			
φ30mm																			14,500円	4,000円	5,000円
φ40mm	7,500円	7,540円						36,000円	4,920円	8,000円	6,300円	7,200円	15,100円	8,500円	21,200円	2,000円	9,000円	1,700円			
φ50mm																			36,000円	11,300円	27,300円
φ75mm																			72,000円	19,200円	36,500円
φ100mm																					
φ150mm																					
φ200mm																					
φ250mm																					
φ300mm																					

### 2 検査手数料

口径	改定案	静岡地区	清水地区	蒲原地区	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	札幌市	堺市	浜松市	富士市	沼津市	
φ13mm	3,000円	3,190円	1,000円	3,000円	500円	2,600円	審査に含まれる	6,200円	2,400円	4,220円	2,000円	1,800円	3,100円	2,600円	7,600円	4,200円	1,300円	9,000円	2,000円	
φ16mm									4,800円			2,800円								
φ20mm									5,800円											
φ25mm	4,200円	4,430円	1,000円	3,000円	1,000円	9,600円	審査に含まれる	14,500円	5,900円	4,000円	5,100円	5,700円	8,600円	16,900円	12,900円	3,000円	9,000円	2,700円		
φ30mm																			14,500円	9,600円
φ40mm	9,100円	9,220円						15,700円	9,840円	17,500円	13,400円	29,800円	14,800円	22,100円	38,000円	3,000円	9,000円	3,300円		
φ50mm																			36,000円	23,300円
φ75mm																			72,000円	
φ100mm																				
φ150mm																				
φ200mm																				
φ250mm																				
φ300mm																				